シンポジウム「社会秩序と規範」企画趣旨

法が社会の秩序維持機能をもち、それが重要な意味をもつことは確かである。しかしながら秩序維持のために必要であるとして次々と法が制定され、一方でその反作用として人々の自由の空間が狭められるという問題が生じる。1990年代に入ると日本においても成文法の過剰が「法化」の問題として指摘されていたが、近年はますます法を制定する必要が叫ばれている。

ところで歴史を振り返るなら、人々は必ずしも成文法に頼らずとも、社会における秩序を維持していたのではないか。ではどのような形で秩序を維持していたのだろうか。この点を考えることは、成文法のあり方を考えるに有用であるように思われる。そこで今回は三つの国において、成文法以外の規範による秩序維持という点に着目して過去の状況を検討することにした。取り上げる国は、ドイツ、フランス、中国である。部会案内に記した通り、この三か国について三人の報告者が各々の観点に基づいて報告する。

なお関連報告として、台湾から呉豪人教授を招聘し、慣習と社会秩序との関係についての報告を依頼した。9月28日の中部部会に多数の参加があることを期待している。

中部部会幹事松田恵美子